

MMI News

エム・エム・アイ ニュース

3 2005 月号

- 第5期 利益を出したい社長のための「戦略会計」講座
- 年金改正と実務③
- 続・知の偏食
- ペイオフの全てーペイオフ解禁の対応法Ⅱ
- ゴルフ会員権と損益通算

エム・エム・アイグループ
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル
TEL. 03-3778-2311
<http://www.m-m-i-g.com>

第5期 利益を出したい社長のための「戦略会計」講座

経営者にとってココだけは押さえない財務のポイントを解説
経営者は会社の規模が拡大するにつれて、どうしても数字による全体像の把握が必要となる。従って、自分は営業出身だからとか、技術屋だからなどとは言っていられなくなり、ある程度の経理的知識が必要となります。但し、経営者にとって必要な経理知識は、あくまで経営資料を読み取るためのもので、細かい専門知識が必要なわけではない。

財務諸表その他の仕組みを理解する一般的な知識で充分です。会計業務はシンプルであるべきとお考えでしたら、是非、今回セミナーにご参加ください。

高橋節男が全国信用組合中央協会の月刊誌「信用組合」に連載した「現金主義の勧め」「戦略会計講座」をベースに実践的にわかりやすくお話をいたします。

ご参加をお待ち申し上げております。

《平日3回夜間コース》

午後6:00～午後8:00

第1回 3月23日(水) 3月30日(水) 4月6日(水)

《1日コース》

午前10:00～午後5:00

第3回 3月23日(水)

《平日3回夜間コース》と《1日コース》の内容は同一です。

現場の税理士が見た儲かる会社の共通のポイント

資金繰りをラクにするポイント

経営計画の立て方

◆セミナー内容◆

第1部 「社長のための戦略会計・概論」

経営者の為の戦略会計

P/LとB/Sの見方と分析方法。資金繰りの秘密

自社の決算書の分析実例(決算書お持ちください)

第2部 「社長のための戦略会計・経営計画」

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは利益はどうしたら出るのか? キャッシュフロー(シミュレーションプログラム進呈)

第3部 「社長のための戦略会計・人事戦略」

人件費を戦略的に捉える 固定費の考え方 経営全体に対する人件費の役割(シミュレーションプログラム進呈)

◆セミナー会場：(株)エムエムアイ 4階研修室

品川区大井1-7-6 THビル

(京浜東北線・東急大井町線/大井町駅徒歩3分)

お申し込み後ご案内地図を送付いたします。

◆費用：10,000円(人/税込)各回コース

◆定員：各コース10名

(定員になり次第締め切ります)

◆講師：税理士 高橋 節男

(株)エムエムアイ代表取締役

高橋合同会計事務所を中心としたMMIグループの代表として、中小零細企業の経営指導、決算、税務相談を行っている。

個別経営指導の「経営者倶楽部」、税金の勉強会「節税倶楽部」、帳簿作成の「ちょうぼ倶楽部」、経営コンサルの「(株)エムエムアイ」を統括。

人事評価システムの開発監修、全国信用組合中央協会「信用組合」に連載執筆。

会計業務の品質向上の為に、ISO9001を認証取得。

昨年7月には新雇用形態の提案「サラリーマン法人化」の本を出版。

常に新しい視点で一歩先を見据えた展開をおこなっている。

セミナー参加申込書 御参加希望の方は必ず開催10日前迄に電話・FAX・メールでお申込みをお願い致します

貴社名		参加者名		
e-mail		ご連絡先	-	-
領収書名		参加セミナーコース	平日3回コース	1日コース

注意 ご参加の方は自社の決算書二期分をご用意ください。

★お問合せ・お申込み (株)エムエムアイ 鈴木まで

電話 03-3778-2311 FAX 03-3778-2326 E-mail: msuzuki@m-m-i-g.com

次回は《平日3回夜間コース》第2回4月5日(火) 4月12日(火) 4月19日(火) 《1日コース》第4回4月2日(土)を予定しております。

年金改正と実務③

前3回に渡り、平成17年4月から改正になる主な項目を解説してまいりましたが、今回は、平成17年4月施行の最終回としてその他の事項について、ご説明いたします。

〈国民年金保険料引き上げ開始〉

月16,900円に引き上げられます。これより毎年4月に約280円ずつ上がっていきます。

〈次世代育成支援の拡充〉

育児休業中の保険料免除が1歳未満から3歳未満に拡充されます。また子供が3歳になるまで、短時間勤務などの措置を利用し、標準報酬が低下した場合、子供が生まれる前の標準報酬で年金額を算定する仕組みができます。

なお、4月1日より前に子が1歳に達したものが引き続き育児休業をしている場合には、再度届出をすることによって、3歳に達するまで、保険料が免除されます。また、現在1歳未満の子の育児休業をしているものが、子が1歳に達した際には届出が必要になります。つまり、平成17年4月1日以前に育児休業を開始し、1歳以上の子の育児休業を取得している場合には、何らかの届出が必要になります。1歳を超える子の育児休業を取得している従業員がいる会社は、注意が必要です。

〈若年者に対する猶予制度の導入〉

30歳未満の第1号被保険者を対象とした保険料の収納を強化する為に創設されました。

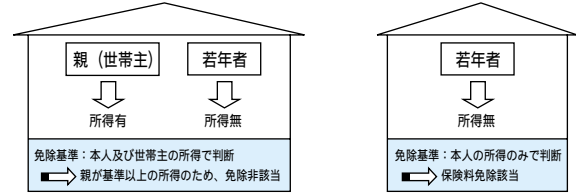
- ①被保険者本人及び配偶者が基準(全額免除基準と同額)に該当すること。(世帯主の所得は判断の対象外)
- ②当該期間は、年金の受給資格期間には参入されるが、年金額の計算に反映されない。(国庫負担はつかない)
- ③当該期間について10年間は追納可能とし、追納された場合は、保険料納付済み期間とする。
- ④当該期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金または遺族基礎年金を支給する。
- ⑤10年間の時限措置とする。

〔若年者保険料納付猶予制度創設の趣旨〕

現在、就職が困難あるいは失業等により低所得である若年者(20歳台の者)が、所得のある親世代と同居している場合には、保険料免除にならない。

(例：未婚の若年者の場合)

(参考)若年者が親と世帯が別である場合



本人が将来実際に負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを用意し、将来の無年金・低年金を防止するため、若年者に対する納付猶予制度を創設

〔社会保険庁ホームページより〕

今回の改正により、平成20年まで少しずつ様々な制度が施行されます。社会保険事務所からの案内などをこまめにチェックし、最新の情報を入手できるようにしておく必要があります。(株)渡邊事務所

知の偏食の歴史

知の本質

「良知は(すべての)人にあるものなのだ。君がどうしたからといって、それを消滅することなどではできない。たとえば、盗賊にしたって、盗みがいけないくらいは自分で知っている。だから、盗賊よばわりされれば、やはり内心おおいに恥じているのだ。」(王陽明 伝習録後説7)

ここで言う「良知」とは、人間が生まれながらに持っている、良い知恵あるいは、感情と言ったほうが良いかもしれません。人間の私利私欲が取り払われた心の状態を「良知」と言い、その心の欲するところに則った行為や、物の見方を「天理」と言う。

ようは、盗賊と言う行為は理(天理)にかなった行為ではないが、それは盗賊の心が私利私欲にとらわれているからで、だからと言って盗賊に「良知」が無いと言うことはない。

自分でも理にかなった行為でないことを解っているから、盗賊呼ばわりされると、嫌がるのであり、その嫌がる気持ちが「良知」なのである。盗賊さえ「良知」を持っているのだから、「良知」はすべての人にあるものなのだ。と言った風なことを言っているのであろうと、思われます。

陽明学では、格物→知致→誠意→正心→修身→齋家→治国→明德となり、最終目標は明德を明らかにすること、即ち「明々徳」をその目標としている。

物事の理を正して知(良知)に到り、その心を尽くして事にあたれば、我身が修まり、我家も安泰となり、国が治まり、明德とは何か自覚できるようになる。と言った風な意味です。

今まで言ってきた所謂「知識」とは陽明学では、「知」というよりも「理」と理解してよいのではないかと思います。

西欧の自然科学では、「万有引力の法則」依頼、物事即ち対象となる物や現象の中に法則を見だし、その法則=知識の積み重ねとして現在の自然科学が成立している。

しかし陽明学では、物事の中の理=法則を客観的に見いだすのではなく、物事の理=知識を正すと言うのです。どう言うことかと言えば、目的である「明明徳」に照らして物事を見ることにより、その目的にとって必要な「理」=法則を見いだそうということではないかと思われま。

要は知識の積み重ねでは、決して真理には至らなく、人間が誰でも持っている、「良知」に基づいて、物事の知識を理解することにより、真理に至るのです。

即ち、「物事の法則＝知識というものは見る人によって大いに違ってくるのである」と言ったようなことだと思います。

よく小説等では作者の意図と言うか、メッセージが云々されます。要は作者が言いたいことを、自己の知識と表現能力を駆使して小説と言う形で言っているのであって、何のメッセージも無く、知識と表現能力だけを駆使して小説を書いてもあまり意味はないのです。

芸術は往々にしてそう言った要素があります。絵画にしても音楽にしても、心に訴える物が無ければ、どんなに技術が優れていても、それは芸術にはならないのです。

小説が書けない人でも、絵が書けない人でも、音楽のできない人でも、読んだり見たり聞いたりして感動するということは、誰にでも芸術家と同じ「良知」があるということなのです。

かく言う私のこの文章も、書く前から結論は自分の中ではあるのであって、その結論を導き出すために、私の持てる知識と能力（たいした知識も能力も無いなど痛感しております）をフルに駆使しているのです。

知識とは本来そう言ったものであり、目的を達成するための道具なのです。

(著) MMIグループ代表 高橋 節男

ペイオフの全て－ペイオフ解禁の対応法Ⅱ

2月号の訂正

2月号の2面「ペイオフ解禁とは？」の文中に「決済性預金も含めて元本1000万円とその利息までしか払い戻し保証されない。」と記述いたしましたが、「決済性預金」につきましては全額保証されるようになっており

ます。またこの決済性預金につきましては扱いが各銀行ごとに異なりますので詳細は各銀行にお問合せの上ご確認くださいませようをお願いいたします。

借入金との相殺について

基本的に同一金融機関の預金と借入金は相殺できます。

2002年4月以降は金融機関が破綻した場合は、定期預金などから借入金を差し引いた額のうち、元本1000万円とその利子まで払い戻しが保証されます。

金融機関が破綻した場合は破綻した金融機関に書類と預金通帳などを添えて申し込む必要があります。

窓口の金融機関に申込書を渡す際は、必ず預かり書を受け取りましょう。

郵送する場合は、配達証明付き内容証明郵便が確実です。

●相殺対象の預金は選択可能です。

複数の種類の預金がある場合は、預金者はどの預金と相殺するか選べます。

例えば、金利が異なる預金を複数持っていて、金利が高い方を残して置きたい場合は、金利の低い預金だけを相殺対象にしている事が出来ます。

●借入金と相殺できない場合もあります。

従来の定期預金は、満期後でなければ相殺が認められませんでした。

最近は多くの金融機関がペイオフ解禁に備え、満期前でも相殺できる様に預金の契約を変えています。

個人で契約の中身を確認するのは難しいので、一度取引先の銀行にお問い合わせください。あと相殺できるのはあくまで破綻した金融機関に借りているものに限りです。

民間の金融機関が住宅金融公庫、年金資金運用基金の住宅ローン、国民金融公庫、中小企業金融公庫の事業性資金等の融資を取り扱っていることがありますが、これらの融資は代理貸付のため、破綻金融機関からの借り入れでない為相殺出来ません。

●相殺してもローンが残る場合。

住宅ローンを相殺すると住宅ローンの契約は一旦無効になります。

本来、毎月少しずつ返済していくはずが残債を一括で返済しなければならなくなる恐れがあります。ローンが

残る場合はローンの引継ぎ可能な他の金融機関を見つけるなど、充分吟味する必要があります。

預金保護の優先順位

複数の預金があり、その元本合計が1000万円を超えている場合は、その預金ごとに払い戻し保証の優先順位があります。

2003年3月までは普通預金、当座預金、別段預金は別枠で保証されますが、2003年4月以降は普通預金、当座預金、別段預金が払い戻し保証の優先順位が一番高くなります。

貯蓄預金、定期預金の場合は、満期日がない貯蓄預金が一番高く、定期預金は満期日が近いもの程、優先順位が高く、同じ満期日では金利が低いもの程優先順位が高くなります。

金利が低いもの程、優先順位が高くなるのは、預金保険が預金者の生活を最低限保証するという趣旨に沿ったもので、高金利の預金まで全て保証すると、経営が悪化した金融機関が、金利引上げ競争に走るような弊害が出る恐れがあるためです。

個人事業名義の預金

個人用の定期預金（2003年4月よりは普通預金も合算）と事業用の定期預金がそれぞれ別々に預金保険による保護が受けられるかどうかは、その事業が法人格を持っているかどうかで決まります。

つまり法人登記していない個人事業主の預金は個人の預金と合算の上、1000万円の元本とその利息までしか保護されません。

1つの銀行の預金合算が1000万円を超える場合は、法人格を取得して別預金者にするか、個人の預金を別の金融機関に移すのも一つの方法です。

※ペイオフの規定につきましては各銀行ごとに異なります。詳細は関与先銀行にお問合せの上確認をお願いいたします。（2005年1月現在の情報）

ゴルフ会員権を所有する個人については、ゴルフ会員権を譲渡した際に生じた損失を、他の所得と通算することができなくなるのかどうか気がなるところだが、このほど取りまとめられた平成17年度税制改正大綱によると、今回の改正ではゴルフ会員権の譲渡損に関する損益通算の見直しは行なわれないことが明らかになりました。

つまり、平成16年中にゴルフ会員権を譲渡して仮に損失が生じた場合でも、これまで通り総合課税となり給与所得や事業所得など他の所得と損益通算することが可能です。

もともと、所得税法では、所得税額を算出するうえで“生活に通常必要ではない資産”は他の所得との損益通算ができないとし、具体的にこの資産を趣味や娯楽などの目的で所有する動産や不動産などと規定している（所令178①）。一般的な感覚では、ゴルフ会員権も生活に通常必要ではない資産に含まれるものと考えられているが、所得税法上では損益通算できない資産を動産や不動産に限定しているため、ゴルフ会員権の譲渡損については損益通算が認められてき

たのです。

また、ゴルフ会員権のなかには、ゴルフ場に出資をすることでプレー権を得ることができる、いわゆる株式形態のゴルフ会員権もあります。これは、一見すると株式の譲渡を行なったものと同等に取扱われ、株式の譲渡による損益としか通算できないのでは、と考えられがちです。しかし、措置法上で株式等の規定からゴルフ会員権が除かれていること、所得税基本通達で、個人が譲渡したゴルフ会員権やゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡は譲渡所得として取扱う、という規定が設けられていることから、たとえ株式形態のゴルフ会員権であっても、ゴルフ場が倒産してプレー権が消滅していない限り譲渡損は他の所得と損益通算をすることが認められているのです。

今回の税制改正案にゴルフ会員権の譲渡損に関する改正案は織り込まれなかったのですが、今後見直しが行なわれる可能性も十分に考えられることから、引き続き今後の動向にも注目したいところです。

3月の税務

3 MARCH

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 3月10日** 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月15日** 16年分所得税の確定申告・所得税確定損失申告書の提出期限
- 個人の都道府県税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告
- 贈与税の申告
- 15年分所得税の更正の請求
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 16年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 3月31日** 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）、法人住民税）
- 1月・4月・7月・10月の決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 7月決算法人の中間申告
- 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉……………半期分
- 個人事業者の16年分・15年12月期の3ヶ月ごと及び1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税・地方消費税の確定申告
- 法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 消費税の年全額400万円超の4月、7月10月決算法人の3ヵ月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
- 消費税の年全額4,800万円超の3月から12月までの決算法人・個人事業者の1ヵ月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

松下幸之助 一言集

先見性を養う

先見性を持つことは指導者にとってきわめて大切なことだ。先見性を持たない人は指導者としての資格がないといってもいいほどである。時代というものは刻々と移り変わっていく。きのう是とされたことも、きょうは時代遅れだということも少なくない。だから、その時代の

移りゆく方向を見きわめ、変わっていく姿を予見しつつ、それに対応する手を打っていくことによって、はじめて国家の安泰もあり、企業の発展もある。

一つの事態に直面して、あわててそれに対する方策を考えるというようなことでは、物事は決してうまくいかない。心して先見性を養いたいものである。

編集後記

日中の日差しが日に日に強くなってきました。今年は杉花粉が例年の30倍・50倍・60倍というニュースを沢山耳にしますね。この数字は何を基準にだしているのか不思議に思った人は私だけでしょうか？花粉症の人にと

ってはこの数字を聞いただけで「大変！花粉症対策をしないと」と……思った人も大勢いたはず……これは薬局屋の陰謀なのでは……この「花粉」での経済効果も気になります。



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。